

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和3年8月6日
【四半期会計期間】	第90期第1四半期（自令和3年4月1日 至令和3年6月30日）
【会社名】	株式会社巴コーポレーション
【英訳名】	TOMOE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 深沢 隆
【本店の所在の場所】	東京都中央区月島四丁目16番13号
【電話番号】	03（3533）5311（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 三木 康裕
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区月島四丁目16番13号
【電話番号】	03（3533）5311（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 三木 康裕
【縦覧に供する場所】	株式会社巴コーポレーション名古屋支店 （名古屋市名東区一社三丁目96番地） 株式会社巴コーポレーション大阪支店 （大阪市北区天満二丁目1番31号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第89期 第1四半期 連結累計期間	第90期 第1四半期 連結累計期間	第89期
会計期間	自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日	自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日	自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日
売上高 (百万円)	4,927	5,796	23,222
経常利益 (百万円)	444	1,404	2,410
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	240	929	1,679
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,181	941	4,602
純資産額 (百万円)	31,752	35,790	35,173
総資産額 (百万円)	47,121	50,032	51,005
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	6.07	23.48	42.42
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	67.38	71.54	68.96

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。
4. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、持ち直しの動きが見られるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、個人消費の一部が弱い動きとなっており、依然として厳しい状況となっている。先行きについては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果もあり、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染症の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。

当業界においては、引き続き資材費が徐々に上昇しているものの、民間設備投資に持ち直しの動きが見られ、公共投資も高水準で底堅く推移している。しかし、新型コロナウイルス感染症による設備投資意欲の減退や工事延長等の懸念もあることから、今後も注視が必要な状況となっている。

このような状況の中、当第1四半期連結累計期間の受注高は7,071百万円（前年同期は6,898百万円）となった。売上高は5,796百万円（同4,927百万円）となり、利益については、営業利益は1,192百万円（同200百万円）、経常利益は1,404百万円（同444百万円）、親会社株主に帰属する四半期純利益は929百万円（同240百万円）となった。

これをセグメント別で見ると、売上高については、鉄構建設事業は5,290百万円（同4,395百万円）となり、不動産事業は505百万円（同531百万円）となった。営業損益については、鉄構建設事業は913百万円の営業利益（同39百万円の営業損失）となり、不動産事業は278百万円の営業利益（同240百万円の営業利益）となった。

財政状態については、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用したことなどにより、「受取手形・完成工事未収入金等」が4,825百万円増加し、「未成工事支出金」が5,956百万円減少している。また、「未成工事受入金」が1,993百万円減少している。

そのため、資産合計は、前連結会計年度末に比べて973百万円減少し、50,032百万円（前連結会計年度末は51,005百万円）となった。

負債合計は、前連結会計年度末に比べて1,591百万円減少し、14,241百万円（同15,832百万円）となった。

純資産合計は、「利益剰余金」が増加したこと等により、前連結会計年度末に比べて617百万円増加し、35,790百万円（同35,173百万円）となった。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はない。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はなく、新たな課題は生じていない。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は16百万円である。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	140,000,000
計	140,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (令和3年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (令和3年8月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	40,763,046	40,763,046	東京証券取引所 市場第一部 札幌証券取引所	単元株式数100株
計	40,763,046	40,763,046	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
令和3年4月1日～ 令和3年6月30日	—	40,763,046	—	3,000	—	1,658

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（令和3年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしている。

①【発行済株式】

令和3年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 265,600	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 40,479,100	404,791	—
単元未満株式	普通株式 18,346	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	40,763,046	—	—
総株主の議決権	—	404,791	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が100株含まれており、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれている。

②【自己株式等】

令和3年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
榊巴コーポレーション	東京都中央区月島四丁目 16番13号	265,600	—	265,600	0.65
計	—	265,600	—	265,600	0.65

(注) 割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示している。

2 【役員の状況】

該当事項なし

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（令和3年4月1日から令和3年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（令和3年4月1日から令和3年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (令和3年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,493,281	9,766,121
受取手形・完成工事未収入金等	5,176,564	10,002,221
未成工事支出金	6,876,578	920,210
材料貯蔵品	139,353	115,118
販売用不動産	18,281	18,281
その他	734,800	795,411
貸倒引当金	△11,487	△22,157
流動資産合計	22,427,373	21,595,208
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	7,058,129	6,966,782
土地	6,127,348	6,117,109
その他（純額）	2,181,292	2,302,311
有形固定資産合計	15,366,771	15,386,203
無形固定資産	226,713	213,555
投資その他の資産		
投資有価証券	12,664,307	12,576,085
その他	320,762	261,469
貸倒引当金	△10	△10
投資その他の資産合計	12,985,060	12,837,545
固定資産合計	28,578,545	28,437,303
資産合計	51,005,918	50,032,512

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (令和3年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	3,985,770	4,020,364
短期借入金	640,000	640,000
未払法人税等	371,926	291,321
未成工事受入金	3,352,769	1,359,614
引当金	330,974	195,560
その他	884,941	1,532,576
流動負債合計	9,566,381	8,039,436
固定負債		
長期借入金	1,867,500	1,720,000
繰延税金負債	2,355,773	2,457,516
引当金	7,439	7,881
退職給付に係る負債	460,069	445,295
その他	1,575,721	1,571,445
固定負債合計	6,266,504	6,202,138
負債合計	15,832,886	14,241,575
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,000,012	3,000,012
資本剰余金	1,749,049	1,749,049
利益剰余金	27,267,659	27,873,215
自己株式	△439,405	△439,405
株主資本合計	31,577,316	32,182,872
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,508,875	3,499,606
退職給付に係る調整累計額	86,841	108,457
その他の包括利益累計額合計	3,595,716	3,608,064
純資産合計	35,173,032	35,790,936
負債純資産合計	51,005,918	50,032,512

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)
売上高		
完成工事高	4,395,868	5,290,787
不動産事業売上高	531,221	505,832
売上高合計	4,927,090	5,796,620
売上原価		
完成工事原価	4,002,192	3,902,720
不動産事業売上原価	266,164	202,528
売上原価合計	4,268,356	4,105,249
売上総利益		
完成工事総利益	393,676	1,388,067
不動産事業総利益	265,057	303,304
売上総利益合計	658,733	1,691,371
販売費及び一般管理費	458,495	499,270
営業利益	200,238	1,192,100
営業外収益		
受取利息	65	57
受取配当金	242,984	193,297
持分法による投資利益	2,664	12,144
その他	3,417	17,165
営業外収益合計	249,132	222,664
営業外費用		
支払利息	4,342	9,522
その他	627	894
営業外費用合計	4,970	10,417
経常利益	444,400	1,404,347
特別利益		
投資有価証券売却益	16,976	—
固定資産売却益	—	5,675
受取補償金	45,704	—
特別利益合計	62,681	5,675
特別損失		
投資有価証券評価損	104,068	74,863
特別損失合計	104,068	74,863
税金等調整前四半期純利益	403,013	1,335,160
法人税、住民税及び事業税	56,494	299,791
法人税等調整額	106,063	105,833
法人税等合計	162,558	405,625
四半期純利益	240,454	929,535
親会社株主に帰属する四半期純利益	240,454	929,535

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)
四半期純利益	240,454	929,535
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	949,953	△9,268
退職給付に係る調整額	△8,439	21,616
その他の包括利益合計	941,513	12,348
四半期包括利益	1,181,968	941,883
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,181,968	941,883
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していない。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当第1四半期連結会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行っている。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高及び売上原価が5,700,219千円それぞれ減少したが、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はない。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はない。

また、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 令和2年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載していない。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。これによる、四半期連結財務諸表への影響はない。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

原価差異の繰延処理

季節的に変動する操業度により発生した原価差異は、原価計算期間末までにほぼ解消が見込まれるため、当該原価差異を流動資産(未成工事支出金)として繰り延べている。

(追加情報)

前連結会計年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した、新型コロナウイルス感染症による当社グループ事業への影響に関する仮定について重要な変更はない。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)
減価償却費	163,455千円	170,072千円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和2年6月26日 定時株主総会	普通株式	404,976	10	令和2年3月31日	令和2年6月29日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和3年6月29日 定時株主総会	普通株式	323,979	8	令和3年3月31日	令和3年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
	鉄構建設事業	不動産事業	計		
売上高					
(1)外部顧客への売上高	4,395,868	531,221	4,927,090	—	4,927,090
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	4,395,868	531,221	4,927,090	—	4,927,090
セグメント利益又は損失(△)	△39,824	240,063	200,238	—	200,238

(注)セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致している。

II 当第1四半期連結累計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
	鉄構建設事業	不動産事業	計		
売上高					
(1)外部顧客への売上高					
官公庁への売上高	1,749,361	—	1,749,361	—	1,749,361
民間への売上高	3,541,425	—	3,541,425	—	3,541,425
顧客との契約から生じる収益	5,290,787	—	5,290,787	—	5,290,787
その他の収益	—	505,832	505,832	—	505,832
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	5,290,787	505,832	5,796,620	—	5,796,620
セグメント利益	913,803	278,297	1,192,100	—	1,192,100

(注)セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致している。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理を変更したため、事業セグメントの利益の算定方法を同様に変更している。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間の外部顧客への売上高は、主として鉄構建設事業で5,691,047千円減少し、セグメント利益に影響はない。

(収益認識関係)

I 当第1四半期連結累計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりである。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)
1株当たり四半期純利益	6円07銭	23円48銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (千円)	240,454	929,535
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益 (千円)	240,454	929,535
普通株式の期中平均株式数 (千株)	39,579	39,578

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし

2 【その他】

該当事項なし

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和3年8月6日

株式会社巴コーポレーション

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 遠藤 正人 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井上 裕人 印
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社巴コーポレーションの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（令和3年4月1日から令和3年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（令和3年4月1日から令和3年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社巴コーポレーション及び連結子会社の令和3年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていない。